個人情報保護管理運営会議 付議事項

件 介護保険審査支払等システム及び障害者総合支援給付審査支払等システムに おける共同運用センター (データセンター) のクラウド化後の外部結合等に

名

ついて

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号(外部結合、業務委託)

(担当部課:福祉部介護保険課・障害者福祉課)

事業の概要

<u> </u>		
事業名	① 現物給付審査支払委託業務	
于八日	② 障害福祉サービス	
担当課	① 介護保険課	
	② 障害者福祉課	
目的	共同運用センター(データセンター)のクラウド化に伴い、外部結合先及び再委	
	託先の変更を行う。	
 対象者	① 要介護・要支援認定者及び事業対象者	
	② 障害者福祉サービス等受給者	
事業内容	1 概要	
	① 現在、介護給付費に係る審査及び支払に関する事務については、介護保険法	
	(平成9年法律第123号) 第41条第10項等に基づき、平成12年4月よ	
	り東京都国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)に委託しており、	
	当該委託に基づき介護保険審査支払等システム(都道府県システム)を介して	
	審査等事務が行われている。(平成11年度第4回新宿区情報公開・個人情報保	
	護審議会(以下「個情審」という。)承認、了承済)	
	② 現在、障害福祉サービスにおける「介護給付費又は訓練等給付費」の審査及	
	び支払に関する事務については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支	
	接するための法律(平成17年法律第123号)第29条第7項に基づき平成	
	19年10月より、「障害児通所給付費」の審査及び支払に関する事務について	
	は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の7第14項に基	
	づき平成24年4月より、それぞれ国保連に委託しており、当該委託に基づき 際生業公人士授公仕事本士は第27年1、12年1、12年1、12年1、12年1、12年1、12年1、12年1、	
	障害者総合支援給付審査支払等システム(都道府県システム)を介して審査等	
	事務が行われている。(平成19年度第1回及び平成23年度第7回個情審承認	
	済) 	
	 上記①及び②の審査等事務を行う介護保険審査支払等システム及び障害者総	
	合支援給付審査支払等システム(以下「介護・障害支払等システム」という。)	
	については、平成26年5月より共同運用センター(データセンター)に配置さ	
	れたサーバにより、一元的に管理されている。(平成25年度第6回個情審了承	
	游)	
	この度、令和7年5月に介護・障害支払等システムの機器更改が予定されてい	
	るなか、政府は、政府情報システムを整備する際に、クラウドサービスの利用を	
	第一候補とする、クラウド・バイ・デフォルト原則を策定し、政府情報システム	
	におけるクラウドサービスの利用に係る基本方針を定めた。この度、当該方針に	
	基づき、共同運用センター(データセンター)に設置されていたサーバについて	
	もクラウド化されることが決定した。	
	引き続き、介護保険事務及び障害者福祉業務の安定運用を図るため、クラウド	
	移行後の介護・障害支払等システムへの外部結合を行う。	

- 2 個人情報保護管理運営会議への付議内容
 - (1) 外部結合

介護・障害支払等システムのデータ送受信専用端末とクラウド上に構築される共同運用センターのサーバとを専用線(介護・障害共通ネットワーク)を介して外部結合を行う。

(2)業務委託・再委託

東京都下の各市区町村と国保連との間で共同委託契約を締結する(継続)。 再委託については、処理させる情報項目の記録媒体をクラウド上のサーバに 移行するため、国保連が公益社団法人国民健康保険中央会(以下「中央会」 という。)と委託契約を締結する。

- 3 対象者数
 - ① 要介護・要支援認定者及び事業対象者数(令和5年11月末現在)15,072人
 - ② 障害福祉サービス等受給者数(令和5年11月末現在)2,088人

※個人情報の流れは、資料85-1のとおり

<u>件名</u> 介護保険審査支払等システム及び障害者総合支援給付審査支払等システムにおける共同運用センター(データセンター)のクラウド化後の外部結合について

※太字ゴシック(下線)が令和元年度第7回情報公開・個人情報保護審議会了承済みの内容からの変更箇所

※太子コンツク(下線)か令利	1元年度第7回情報公開・個人情報保護審議会了承済みの内容からの変更箇所
保有課 (担当課)	①介護保険課 ②障害者福祉課
登録業務の名称	①現物給付審査支払委託業務 ②障害者福祉サービス
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	1 個人の範囲 要介護・要支援認定者、事業対象者及び障害者福祉サービス等受給者 2 情報項目 資料85-2のとおり
結合の相手方	東京都国民健康保険団体連合(以下「国保連」という。)
結合する理由	現行の介護保険審査支払等システム及び障害者総合支援給付審査支払等システム(以下「介護・障害支払等システム」という。)の機器更改が令和7年5月に予定されており、機器更改後の共同運用センターのサーバは政府のクラウド・バイ・デフォルト原則に基づきクラウド化される。 なお、結合先のクラウドについては、政府が求めるセキュリティ要件を満たした「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)」において評価・登録されたクラウドサービスを利用する。 クラウド移行後も、業務の安定運用を継続させるため、当該サーバとの外部結合を行う。
結合の形態	介護・障害支払等システムのデータ送受信専用端末とクラウド上に構築される 共同運用センターのサーバとを専用線(介護・障害共通ネットワーク)を介して外 部結合を行う。
結合の開始時期と期間	令和6年10月 クラウド環境での運用テスト 令和7年5月 クラウド環境での運用(結合)開始(令和8年度以降も、同様の 外部結合を行う。)
情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

<u>件名 介護保険審査支払等システム及び障害者総合支援給付審査支払等システムにおける共同運用センター(データセンター)のクラウド化後の外部結合に係る業務の委託について</u>

※太字ゴシック(下線)が令和元年度第7回情報公開・個人情報保護審議会了承済みの内容からの変更箇所

次入于コンツン(下稼/かつ和九千度第一回] 和公用・四人 和休度备議会」 単済のの内谷からの変更直別			
保有課(担当課)	①介護保険課 ②障害者福祉課		
登録業務の名称	①現物給付審査支払委託業務 ②障害者福祉サービス		
委託先	東京都国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)		
委託に伴い事業者に処理 させる情報項目(だれの、 どのような項目か)	1 個人の範囲 要介護・要支援認定者、事業対象者及び障害者福祉サービス等受給者 2 情報項目 資料85-2のとおり		
処理させる情報項目の記 録媒体	<u>クラウド上のサーバ</u>		
委託理由	国保連に委託している各審査支払事務等において、国保連が運用管理する クラウド上に構築される、共同運用センターの利用を継続する必要があるため。		
委託の内容	1 現物給付審査支払委託業務 (1)介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費の審査支払事務 (2)第三者行為求償事務 (3)高額医療合算介護(予防)サービス費支給事務 (4)共同運用センターの運用管理 2 障害者福祉サービス (1)介護給付費又は訓練等給付費の審査支払事務 (2)障害児通所給付費の審査支払事務 (3)共同運用センターの運用管理 ※「共同運用センターの運用管理」は再委託する。		
委託の開始時期及び期限	令和7年5月1日から令和8年3月31日まで (次年度以降も、同様の業務委託を行う。)		
委託にあたり区が行う情 報保護対策	別紙チェックリストのとおり		
受託事業者に行わせる情 報保護対策	別紙チェックリストのとおり		

<u>件名 介護保険審査支払等システム及び障害者総合支援給付審査支払等システムにおける共同運用センター(データセンター)のクラウド化後の外部結合に係る業務の再委託について</u>

※太字ゴシック(下線)が令和元年度第7回情報公開・個人情報保護審議会承認済みの内容からの変更箇所

<u> </u>	元年度第一回情報公開・個人情報保護番議会承認済みの内容からの変更固所
保有課(担当課)	①介護保険課 ②障害者福祉課
登録業務の名称	①現物給付審査支払委託業務 ②障害者福祉サービス
委託先	【委託先】 東京都国民健康保険団体連合会 【再委託先】 <u>公益社団法人国民健康保険中央会(以下「中央会」という。)</u>
委託に伴い事業者に処理 させる情報項目 (だれの、 どのような項目か)	1 個人の範囲 要介護・要支援認定者、事業対象者及び障害者福祉サービス等受給者 2 情報項目 資料85-2のとおり
処理させる情報項目の記 録媒体	<u>クラウド上のサーバ</u>
委託理由	共同運用センターのサーバがクラウド化することにより、中央会がリモートに よって業務監視をすることでシステムの運用管理が行われるため。
委託の内容	リモートによる業務監視等(一拠点集約化システム機器ハウジング業務及び システム運用)
委託の開始時期及び期限	令和7年5月1日から令和8年3月31日まで (次年度以降も、同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情 報保護対策	別紙チェックリストのとおり
受託事業者に行わせる情報保護対策	別紙チェックリストのとおり